

デイサービス はーとらいふ 運営規程

第1条（事業の目的）

社会医療法人かりゆし会が開設するデイサービス はーとらいふは、今まで地域を支えてこられた高齢者の方々が、病気や寝たきりの状態になっても、望む場所で自分らしく生活できるように、医療と介護など関わる者が一体となり、切れ目なく質の高い包括的な支援を提供するため。

第2条（運営の方針）

- ① 自分や自分の家族がして欲しいと思うケアを提供します。
- ② いつでも笑顔で親切なケアを提供します。
- ③ 利用者の方の個性や楽しみを尊重し、その人らしく笑顔で日常生活を送れるように、優しさと温かみのあるケアを提供します。
- ④ 医療と介護の連携により、切れ目ない支援を提供します。
- ⑤ 職員がやりがいと誇りを持って働く環境を作ります。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 デイサービス はーとらいふ
- ② 所在地 沖縄県中頭郡西原町字小那覇1606番地

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管 理 者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

- ② 生 活 相 談 員 1名以上

生活相談員は、利用申し込みにかかる調整、通所介護計画書の作成等を行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

- ③ 介 護 職 員 10名以上

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務にあたる。

- ④ 看 護 職 員 1名以上

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務にあたる。

- ⑤ 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から日曜日までとする。ただし、第5日曜日と1月1日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間：午前8:30から午後17:30時までとする。
- ③ サービス提供時間帯：午前9:00から午後16:30

第6条（利用定員）

事業所の利用定員は、月曜日から土曜日は1日60名。日曜日は1日40名。

第7条（指定通所介護の提供方法、内容及び利用料）

指定通所介護は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。通所介護を提供了の場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 身体介護：排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護。
- ② 入浴介助：入浴サービスを提供、衣類着脱の介護、身体の清拭、洗身、整髪、その他必要な入浴の介助。
- ③ 食事介助：食事提供、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助等。
- ④ 機能訓練：必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を習得する訓練。
- ⑤ 活動：体操、レクレーション、音楽活動、行事的活動、制作活動
- ⑥ 口腔ケア：口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導もしくはサービスの提供。
- ⑦ 送迎：送迎サービスを提供。
- ⑧ 相談・助言：利用者・家族等の日常生活における介護等に関する相談及び助言。
- ⑨ 記録：サービス提供日や内容等、サービス提供記録書に記載。

【その他費用】

食費：600円/回、おやつ代：100円/回、オムツ・リハビリパンツ代：100円/枚、パット：50円/枚

第8条（居宅介護支援事業者との連携）

事業所は、事業の実施に際し居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

第9条（個別援助計画）

- ① 事業者はサービス提供を開始する際に、利用者の心身状況、希望及びそのおかれている状況や家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。居宅サービス計画書等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- ② 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者・家族等に内容を説明し同意を得る。
- ③ 通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的に評価を行う。

第 10 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、西原町、中城村、その他相談可。

★通常の事業の実施地域以外の地域の送迎を行う場合は、実施地域を越える地点から1kmあたり100円として計算致します。あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第 11 条（衛生管理等）

- ① 事業所は、利用者が使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を務めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- ② 事業所において、感染症の予防及びまん延しないように防止対策として、指針を整備し従業者に対して研修及び訓練を定期的に実施する。

第 12 条（身体拘束等）

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者またはその他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その際の利用者の心身の状況等により、緊急やむを得なかつた理由を記録にする。

第 13 条（虐待防止に関する事項）

- ① 虐待の防止のための措置を適切に実施するため担当者をおき、委員会を定期的に開催し、指針の整備、定期的な研修を実施するとともに、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業者は、サービス提供中に当該従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報するものとする。

第 14 条（非常災害時や事故発生時など緊急時の対応）

- ① 事業所は、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。
- ② 事業者及び従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき又は、事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村等、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡する事とする。
- ③ 事業者は利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

第 15 条（業務継続計画の策定等）

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業者は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第16条（ハラスメント対策について）

事業所は、職場におけるハラスメント防止に取組、職員が働きやすい環境づくりをめざします。

第17条（秘密保持と個人情報の保護）

- ① 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

第18条（苦情処理）

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握する。従業者で検討会議を行い、利用者やその家族に説明し、具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

第19条（その他運営に関する重要事項）

- ① 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- ② 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

付 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。
この規程は、平成27年7月6日から施行する。
この規程は、平成27年7月13日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月3日から施行する。
この規程は、平成27年10月13日から施行する。
この規程は、平成27年10月21日から施行する。
この規程は、平成27年11月1日から施行する。
この規程は、平成27年12月14日から施行する。
この規程は、平成28年1月4日から施行する。
この規程は、平成28年2月1日から施行する。
この規程は、平成28年2月15日から施行する。
この規程は、平成28年2月22日から施行する。
この規程は、平成28年3月1日から施行する。
この規程は、平成28年3月21日から施行する。
この規程は、平成28年4月21日から施行する。
この規程は、平成28年5月1日から施行する。
この規程は、平成28年9月1日から施行する。
この規程は、平成28年12月1日から施行する。
この規程は、平成31年2月1日から施行する。
この規程は、令和元年6月1日から施行する。
この規程は、令和元年7月1日から施行する。
この規定は、令和6年1月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。